

平成26年10月から成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種となります

【接種対象者年齢】

- (1) 平成26年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳になる人および100歳以上の人
- (2) 60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がい
を有する人またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する人

【接種回数】

- ・1回（ただし、これまでに成人用肺炎球菌予防接種を受けたことがある人は、対象年齢であっても接種を受けることはできません。）

【接種期間】

- ・10月1日から平成27年3月31日まで
- ※接種対象年齢となる人には、詳細について個別通知でお知らせします。

風しん抗体検査が無料で受けられます

昨年、大流行した風しん。妊娠期間の前半（20週頃まで）に妊婦が風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもって生まれる可能性があります（先天性風しん症候群）。そのため、妊娠・出産を考えている女性は特に、事前に風しんの予防が大切です。

県では無料で風しん抗体検査が受けられるようになりました。検査で、風しんに対する免疫（抗体）を持っているかどうか調べることができます。検査を希望される方は、早めに検査を受けてください。

また、村では、風しんの抗体価が低い方に対して、予防接種助成を行います。なお、助成を受けるには要件などがありますので、詳しくは、下記まで問い合わせてください。

【抗体検査の対象者】

- (1)主として妊娠を希望する女性（注）

（注）妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い人）も含まれます。

- (2)風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

※ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある人、明らかに風しんの予防接種歴がある人、もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある人は除きます。

【実施期間】 平成27年2月28日まで

平成26年10月から水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期接種になります

【接種対象者年齢】

生後12月から36月に至るまでの間にある人

【接種回数】 3月以上の間隔をおいて2回接種

（標準的な接種年齢：初回接種は生後12月から15月に至るまでに1回接種を行い、2回目の接種は1回目の接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおきます。）

【経過措置】

平成26年度に限り、生後36月に至った日の翌日から60月に至るまでの間（3歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで）にある人も定期接種の対象とし、1回接種することができます（この1回は生後36月以前に接種したワクチンも含まれます）。

【その他】

- ・すでに水痘にかかったことがある人は対象外です。
- ・すでに任意接種として水痘ワクチンの接種を受けたことがある人は、すでに接種した回数分の定期接種を受けたものとみなします（経過措置対象者も含まれます）。

接種対象年齢となる人には、詳細について個別通知でお知らせします。